

岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱

平成23年3月30日決裁

改正 平成25年5月29日決裁

改正 平成27年3月13日決裁

改正 令和 3年2月25日決裁

改正 令和5年12月19日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主不明な猫の増加を抑制することにより市民の快適な生活環境を保持することを目的として、飼い主不明な猫の不妊手術費用に対し交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主不明な猫 市内に生息する飼い主が不明な猫又は飼い主がいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 オスの猫にあつては精巣を摘出する去勢手術をいい、メスの猫にあつては卵巣を摘出する避妊手術をいう。
- (3) 識別処置 不妊手術実施時に片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。
- (4) 協力病院 岐阜市動物愛護推進員要綱（平成16年5月31日決裁）に定める岐阜市動物愛護推進員又は岐阜県動物愛護推進員設置要綱に定める岐阜県動物愛護推進員の委嘱を受けた獣医師が開設する動物病院で、飼い主不明な猫の不妊手術及び識別処置（以下「不妊手術等」という。）に協力するものをいう。

(協力病院の依頼等)

第3条 市長は、前条第4号に規定する動物病院の開設者に対し、協力病院となることを依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼のあつた動物病院の開設者は、その依頼に応じる場合は、飼い主不明な猫不妊手術等実施協力病院承諾書（様式第1号。以下「承諾書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、承諾書の提出があつた場合は、飼い主不明な猫不妊手術等実施協力病院証（様式第2号）を交付するものとする。

(協力病院の変更届等)

第4条 協力病院の開設者は、飼い主不明な猫不妊手術等実施協力病院証の記載事項に変更があつた場合又は協力病院を辞退しようとする場合は、飼い主不明な猫不妊手術等実施協力病院変更・辞退届（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(補助金の交付対象)

第5条 補助金は、市内に住所を有する者又は岐阜市自治会連絡協議会に属する自治会

連合会（以下「連合会」という。）が生後約6か月以上の飼い主不明な猫の不妊手術等を協力病院において実施した場合に交付するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、実際に不妊手術に要した費用とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 去勢手術 1匹につき4,000円
- (2) 避妊手術 1匹につき6,000円

（補助金の申込み）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、不妊手術等の実施前に、次に掲げる事項を実施する旨を誓約し、飼い主不明な猫不妊手術費補助金申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 飼い主不明な猫の収容
- (2) 収容した猫が飼い主不明な猫であることの確認
- (3) 協力病院への飼い主不明な猫の搬入及び引取り
- (4) 協力病院に対する不妊手術等の実施依頼
- (5) 猫の収容、不妊手術等の実施により第三者に損害を与えた場合の賠償
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不妊手術等の実施について市長が必要と認める事項

2 前項の場合において、申込者（連合会を除く。）は、住所を確認することができる書類等を提示し、又は提出しなければならない。

（補助金申込みの受付期間）

第8条 補助金の交付の申込み（以下「申込み」という。）の受付期間は、毎年、4月1日から翌年2月末までの開庁日とする。ただし、受付終了日以前に補助金の交付予定額の合計が当該年度における予算額に達したときは、申込みの受付を終了するものとする。

（申込承認）

第9条 市長は、申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等の審査により、その承認又は不承認を決定し、飼い主不明な猫不妊手術費補助金申込結果通知書（様式第5号。以下「申込結果通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

（不妊手術等の実施）

第10条 前条の規定による承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、協力病院で不妊手術等を実施するものとする。

（補助金申込みの取下げ）

第11条 被承認者は、不妊手術等が実施できない場合は、申込みを取り下げるものとする。

2 前項の場合において、被承認者は、飼い主不明な猫不妊手術費補助金申込取下届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付申請）

第12条 被承認者は、第10条の規定による不妊手術等を実施した後、申込結果を通知し

た日から起算して90日以内又は申込結果を通知した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日（次条において「交付申請期限」という。）までに、飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付申請書（様式第7号）に協力病院の獣医師の押印を受け、次に掲げる書類を添えて市長に補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をするものとする。

- (1) 不妊手術に係る領収書（被承認者あてのものに限る。）
- (2) 不妊手術等を受けた飼い主不明な猫の全体像を判別することができる写真
- (3) 不妊手術等を受けた飼い主不明な猫の識別処置部分を判別することができる写真（承認決定の取消し）

第13条 市長は、被承認者が交付申請期限内に交付申請をしなかったときは、承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の場合において、飼い主不明な猫不妊手術費補助金承認決定取消通知書（様式第8号）により、被承認者に通知するものとする。

（交付決定及び確定）

第14条 市長は、交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その額を確定するものとする。この場合において、市長は、飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第9号）により被承認者に通知し、補助金を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適當と認めたときは、速やかに被承認者に対し、理由を付してその旨を飼い主不明な猫不妊手術費補助金不交付決定通知書（様式第10号）により通知しなければならない。

（電子情報処理組織による申込み及び申込みの取下げ）

第15条 第7条の規定による申込み及び第11条の規定による申込みの取下げについては、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、

この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）
岐 阜 市 長

（動物病院開設者） 干

住所

氏名

電話

飼い主不明な猫不妊手術等実施協力病院承諾書

岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱第3条の規定により、下記病院が飼い主不明な猫の不妊手術等を実施する協力病院として協力することを承諾します。

記

- 1 動物病院名
- 2 動物病院所在地
- 3 動物病院開設者

様式第2号（第3条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長 印

飼い主不明な猫不妊手術等実施協力病院証

下記動物病院については、岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱に定める協力病院であることを証します。

記

動物病院名

動物病院所在地

動物病院開設者

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）
岐 阜 市 長

（届出者） 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

飼い主不明な猫不妊手術等実施協力病院変更・辞退届

下記協力病院について、岐阜市飼い主不明な猫の不妊手術費補助金交付要綱第4条の
規定により $\left(\begin{array}{c} \text{変 更} \\ \text{辞 退} \end{array} \right)$ を届け出ます。

記

協力病院名	(変更前) (変更後)
協力病院所在地	(変更前) (変更後)
協力病院開設者	(変更前) (変更後)

様

岐阜市長 印

飼い主不明な猫不妊手術費補助金申込結果通知書

年 月 日付けで申込みのありました岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

決定内容	承認	不承認
申込者	住所：岐阜市	
	氏名：	
毛の長さ		
毛色		
交付申請期限	年	月 日
不承認理由		

交付の条件

- 1 不妊手術等の実施に当たっては、岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。
- 2 不妊手術等の実施方法等が不適當な場合には、補助金の交付を受けられないことがあります。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）

岐 阜 市 長

（届出者）住所 岐阜市

氏名

電話

飼い主不明な猫不妊手術費補助金申込取下届

年 月 日付け岐阜市指令 第 号により承認された岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金の交付について、以下の理由により岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金の申込みを取り下げますので、岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

（理由）

- 当該猫が不妊手術実施済みであった。
- 当該猫がいなくなった。
- その他

具体的に

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

（申請者）住所 岐阜市

氏名

電話

飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付申請書

年 月 日付け岐阜市指令 第 号により承認された
飼い主不明な猫の不妊手術等の実施について、下記のとおり手術しましたので、岐阜
市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱第12条の規定により、岐阜市飼い主不明
な猫不妊手術費補助金の交付を申請します。

記

毛の長さ	<input type="checkbox"/> 短	<input type="checkbox"/> 長	
毛色	<input type="checkbox"/> 黒	<input type="checkbox"/> 白	<input type="checkbox"/> グレー
	<input type="checkbox"/> 茶	<input type="checkbox"/> 薄茶	<input type="checkbox"/> こげ茶
手術の内容	<input type="checkbox"/> オス（去勢手術）	<input type="checkbox"/> メス（避妊手術）	
補助金の交付申請金額	<input type="checkbox"/> 4,000円	<input type="checkbox"/> 6,000円	<input type="checkbox"/> 円
手術済の識別処置実施部位	<input type="checkbox"/> 右耳	<input type="checkbox"/> 左耳	

該当する□にチェックを入れてください。

（獣医師記入欄）

上記のとおり 年 月 日に不妊手術及び手術実施済であることの識別処置を
実施したことを証明します。

年 月 日 協力病院名

協力病院所在地

獣医師氏名

印

添付書類

- 1 不妊手術に係る領収書（申請者あてのものに限ります。）
- 2 不妊手術等を受けた飼い主不明な猫の全体像を判別することができる写真
- 3 不妊手術等を受けた飼い主不明な猫の識別処置部分を判別することができる写真

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長 印

飼い主不明な猫不妊手術費補助金承認決定取消通知書

年 月 日付け岐阜市指令 第 号により承認決定しました
岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金の交付について、下記のとおり承認決定を取り
消しましたので、岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱第13条の規定により
通知します。

記

補助金の名称	岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金
被承認者	住所： 岐阜市
	氏名：
毛の長さ	
毛色	
交付申請期限	年 月 日
取消理由	

様

岐阜市長 印

飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金の交付について、下記のとおり交付決定し、併せて当該補助金の交付額を確定しましたので、岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

交付決定（確定）額	円
被承認者	住所： 岐阜市
	氏名：
性別	
毛の長さ	
毛色	
補助金振込先	

- 1 実施方法が不適当な場合には、補助金の交付決定の取消し及び返還を命ずることがあります。
- 2 監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。

様式第10号（第14条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長 印

飼い主不明な猫不妊手術費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金については、以下の理由により交付できませんので、岐阜市飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

（理由）